

附属機関等の概要

(1面)

| | | |
|------------------------|--|---|
| 1 名 称 | 宮崎県建築士審査会 | |
| 2 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等) | |
| 3 設 置 根 拠 | 建築士法第28条 | |
| 4 設 置 目 的 | 二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務をつかさどらせるとともに、建築士法によりその権限に属された事項を処理するため | |
| 5 担 任 事 務 (協 議 事 項) | ①知事が宮崎県登録の二級建築士及び木造建築士の懲戒を行う場合の同意 ②知事が宮崎県登録の建築士事務所の監督処分を行う場合の同意 ③県が実施する二級建築士試験、木造建築士試験に関する事務(問題作成の基本方針及び合否判定基準の検討) | |
| 6 会議の開催状況 (令和6年度) | ① 開催期日 令和6年7月10日 令和6年12月3日 ② 主な審議事項 ・会長及び会長代理の選出 ・令和6年二級建築士試験「設計製図の試験」の合格基準点案について ※木造建築士は受験者無し | |
| 7 会議の公開 (傍 聴) | 公開(傍聴)の状況 | <input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 宮崎県情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)及び同条第6号(審議、検討等に関する情報)に該当する審議のため |
| | 議事録又は議事概要等の公表 | <input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定 |
| 8 所管課(室)名 | 県土整備部 建築住宅課 宅地審査担当 電 話: 内線 6519 (直通)0985-24-2944 | |

